

令和2年6月26日

第6回

須崎市農業委員会総会 議事録

	会 長	事務局長	次 長	係
仰 裁				

1. 開会場所 須崎市総合保健福祉センター 2階 会議室2
2. 開会日時 令和2年6月26日(金) 午後3時
3. 出席委員 (農業委員6名) 市川会長 中西職務代理者 山崎委員 堅田委員
中村委員 谷脇(裕)委員
4. 欠席委員 (農業委員1名) 山口委員
5. 出席職員 (事務局3名) 国広局長 竹下次長
盛光主監
6. 議 案 議案第1号 非農地証明について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について
議案第4号 須崎(須崎市)農業振興地域整備計画の変更について(諮問)
議案第5号 農用地利用集積計画について(諮問)
7. 報告事項 【1】農地法施行規則第29条第1項に係る届出について
8. その他

開会宣言	市川会長 只今から令和2年第6回須崎市農業委員会総会を開催いたします。
開会挨拶	国広局長 本日は第6回の総会です。よろしくお願いいたします。本日も新型コロナ予防対策として推進委員の意見を集約後、農業委員7名を参集しての開催となっております。 今回は、内容に年2回の除外案件があり委員全員で現地確認できない中での説明となり、農地の状況等わかりにくいとは思いますが、質問・意見のほうよろしくお願いいたします。また、議案説明は可能な範囲で簡略し、開催時間の短縮に努めますのでご理解のほうよろしくお願いいたします。 なお、本日5番 山口委員が遅れるという連絡がありましたが、欠席ということで報告いたしておきます。 それでは会長のほうからよろしくお願いいたします。
議 長	市川会長 暑い日が続いておりますが皆さん大変な中お集まりいただきありがとうございます。第6回須崎市農業委員会総会を開催したいと思います。本日の議案は大変多くなっておりますが慎重にご審議いただきますよう、お願い致します。 それでは日程第1議事録署名人の選任についてですが、どのようにいたしましょう。別にないようでございましたら、いつものように私の方で指名させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。
採 決	(異議なし) 多数。
議事録署名	市川会長 ご異議なしということですので、本日の議事録署名人は14番 中西委員、1番 山崎委員よろしくお願いいたします。
議 長	市川会長 それでは日程第2の議事に入らせていただきます。議案第1号非農地証明について、を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
議案説明	国広局長 議案書訂正箇所の説明。 議案第1号、非農地証明について。下記のとおり非農地証明願いを受理したので、審議のうえ意見を求める。

令和2年6月26日須崎市農業委員会会長市川雅彦。

(1) 申請者 住 所 ○○○○○○○○
氏名及び件数 ○○ ○○ 他2件

(2) 申請受理面積 田 333.77㎡ 畑 430㎡
合計 763.77㎡

番号 1 申請人 地区 ○○

○○○○○○○○○

○○ ○○

土地の所在地 須崎市吾井郷字宗包乙○○

土地の表示 地目 田 面積 247㎡

土地の所在地 同 乙○○

土地の表示 地目 畑 面積 257㎡

土地の所在地 同 乙○○

土地の表示 地目 畑 面積 29㎡

土地の所在地 同 乙○○

土地の表示 地目 畑 面積 13㎡

事 由 申請地乙○○は、駐車場、進入路である。

乙○○、乙○○、乙○○は

住宅があり宅地である。

確認委員 中西 修

谷脇 督央

番号 2 申請人 地区 ○○

○○○○○○○○○

○○ ○○

土地の所在地 須崎市下分字フケノクボ甲○○

土地の表示 地目 田 面積 6.77㎡

土地の所在地 同 甲○○

土地の表示 地目 田 面積 80㎡

事 由 当該土地は隣接する同所甲○○、○○、○○とともに駐車場の一部として平成6年6月28日より使用されている。

	<p>確認委員 鍋島 雄一郎 中西 修</p> <p>番号 3 申請人 地区 ○○ ○○○○○○○○○○ ○○ ○○</p> <p>土地の所在地 須崎市上分字岡島乙○○ 土地の表示 地目 畑 面積 5 2 m² 土地の所在地 同 乙○○ 土地の表示 地目 畑 面積 6 6 m² 土地の所在地 同 乙○○ 土地の表示 地目 畑 面積 1 3 m² 事 由 一部は倉庫の敷地として利用し、一部は居宅の敷地として利用している。申請人が生まれた当時から現在の状況であり、40余年経過している。</p> <p>確認委員 青木 進 谷脇 裕二</p>
議 長	<p>市川会長</p> <p>それでは確認委員さんの、ご意見をお願いいたします。</p>
意 見	<p>1 4 番中西委員（農業委員）</p> <p>番号1については、議案に書いてあるように車庫と入っていく道、住宅が建っており明らかに農地ではないので非農地と判断します。</p> <p>番号2についても、こちらは議案に書いてあるように周囲には家がありその駐車場として使用しており、非農地と判断します。過去に転用の許可を取っていたようですが手続きをしておらず、法務局のほうから非農地の証明をとってくるよう言われたそうです。</p> <p>1 3 番谷脇（裕）委員（農業委員）</p> <p>番号3についてですが、事由の通り一部は倉庫の敷地として利用し、一部は居宅の敷地として利用されていきましたので非農地と判断します。</p> <p>1 4 番中西委員（農業委員）</p> <p>事前に推進委員の意見を集約しましたが、3件とも特に意見等なく問題ないと思われま す。</p>

審 議	市川会長 非農地と判断するというごさいますが、これにご異議ございませんでしょうか。																																																																																																						
採 決	農業委員（異議なし）多数。																																																																																																						
議 長	市川会長 ご異議がないようございませんで、議案第1号非農地証明については証明書を交付することに決定させます。 続きまして、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の審議について、を議題といたします。事務局より説明を願ひさせます。																																																																																																						
議案説明	国広局長 議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請の審議について。農地法第3条の規定による許可申請を下記のとおり受理したので、審議のうえ意見を求める。 令和2年6月26日須崎市農業委員会会長市川雅彦。 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>申 請 者</td> <td>住 所</td> <td>○○○○○○○○○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>氏名及び件数</td> <td>○○ ○○ 他2件</td> </tr> </table> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>申請受理面積</td> <td>地目</td> <td>台帳</td> <td>田</td> <td>2 0 6 8 m²</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>合計</td> <td></td> <td>2 0 6 8 m²</td> </tr> </table> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>番号1</td> <td>申請人</td> <td>譲渡人</td> <td>地区：○○</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>住所：○○○○○○○○○</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>氏名：○○ ○○</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>地区：○○</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>譲受人</td> <td>地区：○○</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>住所：○○○○○○○○○</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>氏名：○○ ○○</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>土地の所在地 須崎市下分字城ヶ谷甲○○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>土地の表示</td> <td>地目</td> <td>台帳</td> <td>田</td> <td>現況</td> <td>田</td> <td>面積</td> <td>2 9 7 m²</td> </tr> <tr> <td></td> <td>土地の所在地</td> <td colspan="7">須崎市下分字真中甲○○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>土地の表示</td> <td>地目</td> <td>台帳</td> <td>田</td> <td>現況</td> <td>田</td> <td>面積</td> <td>8 8 6 m²</td> </tr> <tr> <td></td> <td>事 由</td> <td colspan="7">売買</td> </tr> <tr> <td></td> <td>耕作面積</td> <td colspan="7">1 8 . 8 4 a</td> </tr> <tr> <td></td> <td>稼働力</td> <td colspan="7">4 / 7</td> </tr> </table>	申 請 者	住 所	○○○○○○○○○		氏名及び件数	○○ ○○ 他2件	申請受理面積	地目	台帳	田	2 0 6 8 m ²			合計		2 0 6 8 m ²	番号1	申請人	譲渡人	地区：○○				住所：○○○○○○○○○				氏名：○○ ○○				地区：○○			譲受人	地区：○○				住所：○○○○○○○○○				氏名：○○ ○○				土地の所在地 須崎市下分字城ヶ谷甲○○		土地の表示	地目	台帳	田	現況	田	面積	2 9 7 m ²		土地の所在地	須崎市下分字真中甲○○								土地の表示	地目	台帳	田	現況	田	面積	8 8 6 m ²		事 由	売買								耕作面積	1 8 . 8 4 a								稼働力	4 / 7						
申 請 者	住 所	○○○○○○○○○																																																																																																					
	氏名及び件数	○○ ○○ 他2件																																																																																																					
申請受理面積	地目	台帳	田	2 0 6 8 m ²																																																																																																			
		合計		2 0 6 8 m ²																																																																																																			
番号1	申請人	譲渡人	地区：○○																																																																																																				
			住所：○○○○○○○○○																																																																																																				
			氏名：○○ ○○																																																																																																				
			地区：○○																																																																																																				
		譲受人	地区：○○																																																																																																				
			住所：○○○○○○○○○																																																																																																				
			氏名：○○ ○○																																																																																																				
			土地の所在地 須崎市下分字城ヶ谷甲○○																																																																																																				
	土地の表示	地目	台帳	田	現況	田	面積	2 9 7 m ²																																																																																															
	土地の所在地	須崎市下分字真中甲○○																																																																																																					
	土地の表示	地目	台帳	田	現況	田	面積	8 8 6 m ²																																																																																															
	事 由	売買																																																																																																					
	耕作面積	1 8 . 8 4 a																																																																																																					
	稼働力	4 / 7																																																																																																					

	番号2	申請人	譲渡人	地区：〇〇 住所：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 氏名：〇〇 〇〇
			譲受人	地区：〇〇 住所：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 氏名：〇〇 〇〇
		土地の所在地		須崎市浦ノ内東分字鳶田ノ〇〇
		土地の表示		地目 台帳 田 現況 田 面積 122 m ²
		事由		売買
		耕作面積		79.35 a
		稼働力		2/3
	番号3	申請人	譲渡人	地区：〇〇 住所：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 氏名：〇〇 〇〇
			譲受人	地区：〇〇 住所：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 氏名：〇〇 〇〇
		土地の所在地		須崎市上分字役知乙〇〇
		土地の表示		地目 台帳 田 現況 田 面積 763 m ²
		事由		売買
		耕作面積		120.23 a
		稼働力		5/5
議長		市川会長 補足説明をお願いします。		
補足説明		竹下次長		

	<p>それでは議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の補足説明をします。議案書3ページをお願いします。</p> <p>番号1番から番号3番の申請について、法定の添付書類は整っています。</p> <p>番号1番ですが、譲受人は〇〇歳。申請地は、下分甲、2筆とも田、合わせて1,183㎡になります。譲受人は、農地所有適格法人の役員であります。法人ではなく譲受人の経営面積を売買による所有権移転で拡大するものです。譲受人は、トラクター等を保有しており、経営農地はすべて耕作されています。農作業歴は13年で、農作業には本人と妻、父と母が従事しています。譲受人の経営面積は、1884.5㎡ですが、許可を求めている面積が1,183㎡ですので所有権の移転により下限面積の要件を満たすこととなります。許可後は対象地においてシキミの栽培と稲作を行うとのことなので周辺の農地に影響を与えるものではないと思われま。</p> <p>次に、番号2番ですが、譲受人は〇〇歳。申請地は、浦ノ内東分、田、122㎡になります。経営面積は7,935㎡で、経営農地はすべて耕作されています。譲受人は、トラクター等を保有しており、農作業歴は20年で、農作業には本人と夫が従事しています。経営面積も3,000㎡を超えており、下限面積は、問題ありません。許可後は対象地において、ミカンの栽培を行うとのことなので周辺の農地に影響を与えるものではないと思われま。</p> <p>最後に番号3番です。譲受人は〇〇歳。申請地は、上分乙、田、763㎡になります。譲受人は、トラクター等を保有しており、経営農地はすべて耕作されています。農作業歴は65年で、農作業には本人と娘婿、孫3人が従事しています。経営面積も3,000㎡を超えており、下限面積は、問題ありません。許可後は対象地において引き続きハウスでシシトウの栽培を行うとのことなので周辺の農地に影響を与えるものではないと思われま。</p> <p>以上、番号1番から番号3番について、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しているものは、見受けられないと思われま。</p> <p>本日、事前の推進委員の意見集約に欠席されていた鍋島委員より、現地確認について連絡がありました。番号1の申請地の下分字城ヶ谷甲〇〇については、シキミの栽培、下分字真中甲〇〇については引き続き稲作を行うということで問題はないとの連絡をいただいております。</p> <p>議長 市川会長 それでは確認委員さんの、ご意見をお願いいたします。</p> <p>意見 3番 中村委員（農業委員） 番号2ですが、台帳・現況ともに田となっておりますが現況は田ではありませんでしたが、事務局の説明にもあったようにみかんが植えられており、特に問題はありませ。</p>
--	--

	<p>13番 谷脇（裕）委員（農業委員）</p> <p>番号3ですが、現在ハウスが2筆にわたって建っており、そのうちの一筆を〇〇さんが購入し、購入された後はお孫さんがメインでシシトウを作られるとのこと。残りの1筆がどのようなになるか気になりますが今のところは問題ないと思われます。</p>
審 議	<p>14番 中西委員（農業委員）</p> <p>この件につきましても事前に推進委員さんの意見集約をしましたがすべて問題ないとのことでした。</p> <p>市川会長</p> <p>特に問題ないということで、ご異議ございませんでしょうか。</p>
採 決	<p>（異議なし）多数。</p>
議 長	<p>市川会長</p> <p>ご異議がないようでございますので、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の審議については、農地法第3条1項の規定により、許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請の審議について、を議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いします。</p>
議案説明	<p>国広局長</p> <p>議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請の審議について。農地法第5条の規定による許可申請を下記のとおり受理したので、審議のうえ意見を求める。</p> <p>令和2年6月26日</p> <p>須崎市農業委員会会長市川雅彦</p> <p>(1) 申請者 住 所 〇〇〇〇〇〇〇〇 氏名及び件数 〇〇〇〇株式会社</p> <p>(2) 申請受理面積 田 実測501.72 m²の内 396.70 m² 畑 122 m² 合計 518.70 m²</p> <p>番号1 申請人 譲渡人 地区：〇〇 住所：〇〇〇〇〇〇〇〇〇 氏名：〇〇 〇〇</p>

譲受人 地区：〇〇
住所：〇〇〇〇〇〇〇〇〇
氏名：〇〇〇〇株式会社

土地の所在地 須崎市大谷字神母ケ和田〇〇
土地の表示 地目 台帳 田
現況 田
面積 実測501.72㎡の内396.70㎡
農地の種別 2種
事由 事務所建築

隣接農地は同意書有で、位置図、利用計画図は添付してある図面のとおりです。

番号2 申請人 譲渡人 地区：〇〇
住所：〇〇〇〇〇〇〇〇〇
氏名：〇〇 〇〇

譲受人 地区：〇〇
住所：〇〇〇〇〇〇〇〇〇
氏名：〇〇 〇〇

土地の所在地 須崎市上分竹ノ端 丙〇〇
土地の表示 地目 台帳 畑
現況 畑
面積 122㎡
農地の種別 2種
事由 個人住宅

隣接農地は同意書有で、位置図、利用計画図は添付してある図面のとおりです。

補足説明

続けて番号1の申請地から補足説明致します。農地の区分と転用目的については、申請地は、その他の農地（第2種農地）で、転用の目的は、事務所を建築するものです。申請者は、総合健康産業の事業を行っており、須崎市〇〇地区の養殖業者に魚の病気予防薬や治療薬の販売をし、現在は、高知市の事業所から搬送しているとのこと。申請地周辺には、卸先の〇〇漁港組合や個人の卸先業者も複数おり、業務の効率化を図るためにも事務所建

築には適地であると判断したとのことで、他に代替すべき土地はなく、やむを得ないものと認められます。

資力及び信用については土地取得費〇〇〇円、土地造成費〇〇〇円、建築費〇〇〇円は、自己資金での転用計画であり、特に問題ないと判断します。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、工期は、転用許可日から令和3年1月31日までとなっており、確実性には特に問題はないものと判断します。

計画面積の妥当性については建築面積55.90㎡、所用面積396.70㎡は事業計画書、土地利用計画により必要な面積と判断します。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、雨水は、アスファルト塗装の傾斜により、進入口付近(10m)より西側市道側溝に排水。事務所よりの排水は、排水パイプを經由し申請地南側に設置する側溝に排水後、同じく市道側溝へ排水。市道側溝への排水について、排水同意、工事、占用許可は、許可等不要のものを管理課である市建設課担当に令和2年5月26日確認済です。また、周辺農地の同意も得ており、問題はないものと判断します。

その他については、進入路は、隣接する西側市道から進入し、市道側溝にグレーチングを設置しますが、管理者である市建設課より、令和2年6月2日付け市道占用許可を受けています。

続きまして、番号2の補足説明をします。

農地の区分と転用目的については、申請地は、その他の農地(第2種農地)で、転用の目的は、個人住宅を建築するものです。申請理由は、現在、〇〇地区において家族6人で借家住まいをしています。今後起こりうる南海地震の津波浸水区域内にあるため、浸水区域外の住宅用地を探していた所、申請地の話があり、災害時の安全面においても安心が持て、生活の利便性や生活環境などからも最適地と判断したとのことです。他に代替すべき土地はなく、やむを得ないものと認められます。

資力及び信用については、土地取得費〇〇〇円、土地整地費〇〇〇円、建築費〇〇〇円、合計〇〇〇円は、住宅ローン融資を受けての計画であり、特に問題ないと判断します。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、工期は、転用許可日から令和2年11月30日までとなっており、確実性には特に問題はないものと判断します。

計画面積の妥当性については、転用面積122㎡と一体的利用地を含め、建築面積87.25㎡、所用面積308.97㎡は事業計画書、土地利用計画により必要な面積と判断します。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、生活排水は、合併浄化槽にて、汚水処理した後に、南側市道側溝へ排水。屋根雨水は、雨桶から通水管を通して同じく南側市道側溝へ排水。その他、雨水については、表層が砂利の箇所は自然浸透させ、アスファルト塗装の箇所は、傾斜を付け南側市道側溝に排水します。市道側溝への排水については、排水同意、工事、占用許可等不要のものを管理課である市建設課担当に令和2年6

<p>議 長</p>	<p>月 1 5 日確認済です。また、周辺農地の同意も得ており、問題はないものと判断します。</p> <p>その他については、進入路は、隣接する南側市道からの進入となりますが、現状のまま で進入するので、工事、占用許可は不要です。（市建設課担当に令和 2 年 6 月 1 5 日確認 済）</p> <p>なお、駐車場 4 台分については、申請者、妻、子がそれぞれ 1 台ずつ自家用車を所有し、 また残りの 1 台は、申請者は市内で鮮魚店を経営しており、業務用の運搬車の置場となっ ています。</p> <p>市川会長 それでは、関係委員さん意見ををお願いします。</p>
<p>意 見</p>	<p>1 4 番 中西委員（農業委員）</p> <p>番号 1 については、事務局からの説明によれば魚の病気予防薬や治療薬の販売の業務の 効率化のために事務所の建設であり、他に代替すべき土地ないとのことであり、また、周 辺の農地に特に影響を与えるものではないと思われまますので、特に問題はないと思われま す。</p> <p>1 3 番 谷脇（裕）委員（農業委員）</p> <p>番号 2 については、周囲もほとんど住宅地でしたので周辺の農地に特に影響を与えるも のではないと思わますので特に問題はないと思われまます。</p> <p>1 4 番 中西委員（農業委員）</p> <p>この件につきましても事前に推進委員さんの意見集約をしましたがすべて問題ないとい うことでした。</p>
<p>審 議</p>	<p>市川会長 特に問題ないということで、ご異議ございませんでしょうか。</p>
<p>採 決</p>	<p>（異議なし）多数。</p>
<p>議 長</p>	<p>市川会長</p> <p>ご異議ないようですので、議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可申請の審議につ きましては、農地法第 5 条 3 項の規定により、意見書を付け、高知県知事に送付すること とします。</p> <p>続きまして、議案第 4 号、須崎（須崎市）農業振興地域整備計画の変更について（諮問） の審議を議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いします。</p>

<p>議案説明</p>	<p>国広局長</p> <p>議案第4号須崎（須崎市）農業振興地域整備計画の変更について（諮問）、農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定により、須崎（須崎市）農業振興地域整備計画の変更について、須崎市長より別冊のとおり諮問があったので、同法施行規則第3条の2第1項の規定に基づき意見を求める。</p> <p>令和2年6月26日</p> <p>須崎市農業委員会会長市川雅彦。</p> <p>資料は別冊のとおりです。</p>
<p>補足説明</p>	<p>盛光主監</p> <p>令和2年度上期須崎（須崎市）農業振興地域整備計画変更（案）令和2年6月26日須崎市長楠瀬耕作。</p> <p><別紙1>当該変更に係る土地一覧表（除外案件）になります。</p> <p>整理番号1</p> <p>土地所有者 住所 ○○○○○○○○ 氏名 ○○ ○○</p> <p>転用予定者 住所 ○○○○○○○○ 氏名 ○○ ○○、○○</p> <p>農用地区域から除外する土地の概要</p> <p>大字 池ノ内 字 ツルイジリ 地番 ○○ 地目 公簿 田 現況 畑 指定用途 農用地 変更面積 221.00㎡のうち5.21㎡</p> <p>大字 池ノ内 字 ツルイジリ 地番 ○○ 地目 公簿 田 現況 畑 指定用途 農用地 変更面積 657.00㎡のうち190.94㎡</p> <p>除外後の用途 宅地</p> <p>土地改良事業等との関係 なし</p> <p>都市計画区域との関係 都市計画区域内 その他の区域</p> <p>整理番号2</p> <p>土地所有者 住所 ○○○○○○○○ 氏名 ○○ ○○</p> <p>転用予定者 住所 ○○○○○○○○ 氏名 ○○</p>

農用地区域から除外する土地の概要

大字 吾井郷 字 助光 地番 乙〇〇

地目 公簿 田 現況 原野

指定用途 農用地 変更面積 386.00m²

除外後の用途 非農地

土地改良事業等との関係 なし

都市計画区域との関係 都市計画区域内 その他の区域

整理番号3

土地所有者 住所 〇〇〇〇〇〇〇〇

氏名 〇〇 〇〇

転用予定者 住所 〇〇〇〇〇〇〇〇

氏名 〇〇 〇〇

農用地区域から除外する土地の概要

大字 吾井郷 字 小濱ノ前 地番 乙〇〇

地目 公簿 田 現況 畑

指定用途 農用地 変更面積 704.00m²の内250.93m²

除外後の用途 宅地

土地改良事業等との関係 なし

都市計画区域との関係 都市計画区域外

整理番号4

土地所有者 住所 〇〇〇〇〇〇〇〇

氏名 〇〇 〇〇

転用予定者 住所 〇〇

氏名 〇〇〇〇有限会社

農用地区域から除外する土地の概要

大字 浦ノ内灰方 字 大佐古 地番 〇〇

地目 公簿 畑 現況 畑

指定用途 農用地 変更面積 218.00m²

大字 浦ノ内灰方 字 大佐古 地番 〇〇

地目 公簿 畑 現況 畑

指定用途 農用地 変更面積 449.00m²

除外後の用途 資材置場

土地改良事業等との関係 なし

都市計画区域との関係 都市計画区域外

以上、整理番号1～4 変更面積合計1500.08㎡となります。

<別紙1>当該変更に係る土地一覧表（軽微な変更）になります。

整理番号1

土地所有者 住所 ○○○○○○○○

氏名 ○○ ○○

転用予定者 住所 ○○○○○○○○

氏名 ○○ ○○

農用地区域から除外する土地の概要

大字 池ノ内 字 ツルイジリ 地番 ○○

地目 公簿 田 現況 畑

指定用途 農用地 変更面積 221㎡の内98.28㎡

除外後の用途 農業用倉庫

土地改良事業等との関係 なし

都市計画区域との関係 都市計画区域内 その他の区域

大字 池ノ内 字 ツルイジリ 地番 ○○

地目 公簿 田 現況 畑

指定用途 農用地 変更面積 9.91㎡

除外後の用途 農業用倉庫の一部

土地改良事業等との関係 なし

都市計画区域との関係 都市計画区域内 その他の区域

整理番号2

土地所有者 住所 ○○○○○○○○

氏名 ○○ ○○

転用予定者 住所 ○○○○○○○○

氏名 ○○ ○○

農用地区域から除外する土地の概要

大字 吾井郷 字 小濱ノ前 地番 乙○○

地目 公簿 田 現況 畑

指定用途 農用地 変更面積 704.00㎡の内204.26㎡
(内法面部分76.03)

除外後の用途 耕作用駐車場・資材置場・通路

土地改良事業等との関係 なし

都市計画区域との関係 都市計画区域外

<別紙2>農用地利用計画の変更になります。変更箇所のみ読み上げて説明させていただきます。

1. 農業振興地域の現況地目別面積

総面積	変更前	12,300.2ha	変更後	12,300.2ha	差引増減	0ha	
農用地	田	変更前	748.3ha	変更後	748.2ha	差引増減	△0.1ha
	畑	変更前	382.5ha	変更後	382.5ha	差引増減	△0.1ha
	小計	変更前	1284.4ha	変更後	1284.3ha	差引増減	△0.2ha
	その他	変更前	465.5ha	変更後	465.7ha	差引増減	0.2ha

2. 農用地区域の現況地目別面積

総面積	変更前	809.4ha	変更後	809.2ha	差引増減	△0.2ha	
農用地	田	変更前	622.1ha	変更後	622.0ha	差引増減	△0.1ha
	畑	変更前	95.4ha	変更後	95.4ha	差引増減	△0.1ha
	小計	変更前	808.0ha	変更後	807.9ha	差引増減	△0.2ha

3. 農用地区域の用途区分別面積

総面積	変更前	809.4ha	変更後	809.2ha	差引増減	△0.2ha	
農用地	農地	変更前	807.3ha	変更後	807.2ha	差引増減	△0.2ha
	小計	変更前	808.0ha	変更後	807.9ha	差引増減	△0.2ha

以上です。

今回は、新型コロナウイルスの影響で皆さんと現地確認に行くことができませんでしたので別紙のとおり参考資料を添付しています。そちらの資料の説明をしていきたいと思えます。

	<p>整理番号1 池ノ内ツルイジリ</p> <p>転用予定者である〇〇 〇〇、〇〇さんは現在、土地所有者である祖父・祖母・両親と同居しており、8人世帯です。転用予定者である〇〇 〇〇、〇〇さんは4人家族で子供も小学生になり住居が狭隘になっております。また家族で農業経営しており農業継承の立場からも実家近辺で耕作上利便性の高い当該地を希望しており、除外申請に至っております。なお、この当該地は1種農地になりまして土地改良時に非農用地として登記されております。なお、施行規則第33条4の集落接続に該当します。</p> <p>併せて軽微な変更の申請、既に倉庫等は建っていますが始末書の提出を受けております。</p> <p>整理番号2 吾井郷字助光乙</p> <p>申し出地は20年以上非農地の状態になります。農地区分としてはその他2種農地でお、事前に隣地同意は得ており、同意書の提出は可能であることを確認済みです。</p> <p>整理番号3 吾井郷字助光小濱ノ前乙</p> <p>転用予定者である〇〇 〇〇は現在高知市内の共同住宅に家族4人で生活しております。子供の成長に伴い狭隘となる見込みでまた、勤務先が須崎市にあり土地所有者である〇〇 〇〇が所有する自宅周辺を検討していましたが適地がなく比較的自宅に近い申請地であれば父母世帯の介護等にも容易かつ津波の恐れが少ない当該地を選定、除外申請に至っております。併せて、西側及び北側に軽微な変更の申請がでております。こちらにおいては、204.26㎡となり軽微な変更による200㎡の限度を超えておりますが法面部の76.03㎡は変更部分に計上しないで問題ないと県のほうに確認済みです。</p> <p>整理番号4 浦ノ内灰方字大佐古</p> <p>浦ノ内灰方の資材置き場になりますが、土地所有者である〇〇 〇〇さんは高齢になり当該地の管理が困難となってきたことに加え、転用予定者である〇〇〇〇有限会社は場内に置く製品の種類が需要の多様化で年々増加しており在庫保管等が困難になっており製品置き場が足りない状態にあります。当該地は工場に隣接しており製品の搬入・搬出や製品管理がしやすい為当該地を希望しており除外申請に至っております。なお、1種農地ですが、現工場の1/2以内の拡張により例外規定に該当します。なお、周辺農地の同意は得られております。</p> <p>議長 市川会長</p> <p>この件について、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。</p> <p>補足説明 国広局長</p> <p>委員からも現地調査で指摘があったが、現況の地目と実際の状況について違っている場</p>
--	---

	<p>合がある。現況については、固定資産税の課税地目を使っているためこちらでは勝手に変更できないのでご理解いただきたい。</p> <p>盛光主監 浦ノ内の案件について補足説明します。 登記上では、浦ノ内灰方〇〇の南側の位置がどこまでかはっきりどこまでか記されておらず、公図では3筆にわかれています。実際見てみると2筆にしか分かれていないというような状況で、区切りがどこまでかわりかねる状態での申請になっていますのでこちらの申請地につきましては県と協議し、判断したいと思います。</p>
意見	<p>14番 中西委員（農業委員） 整理番号1～3につきましては、現地確認を行った推進委員からも特に意見等ありませんでしたので問題はないと思われます。 整理番号4につきましては1種農地と判断されますが、構図では3筆のところ、現地では2筆に見えるとのことなので県と協議の上、判断するというところでよろしいかと思われます。</p>
審議	<p>市川会長 整理番号1～3は特に問題はないようですが、整理番号4につきましては1種農地判断されますが、内容は県と協議の上、適当という判断になれば問題はないということによろしいでしょうか。</p>
採決	<p>(異議なし) 多数。</p>
議長	<p>市川会長 それでは、議案第4号須崎（須崎市）農業振興地域整備計画の変更について（諮問）、ですが、整理番号1～3につきましては承認することに決定し、答申することとします。整理番号4につきましては、条件を付して承認することに決定し、答申することとします。よろしくお願ひいたします。 続きまして、議案第5号、農用地利用集積計画について（諮問）の審議を議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>
議案説明	<p>国広局長 議案第5号、農用地利用集積計画について（諮問）。上記のことについて、須崎市長より別冊のとおり諮問があったので、審議のうえ意見を求める。令和2年6月26日須崎市農業委員会会長市川雅彦。別冊のとおり。</p>

補足説明

盛光主監

それでは別冊についてご説明いたします。農用地利用集積計画書（案）、令和2年度第2号、農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定める。令和2年6月26日須崎市長楠瀬耕作。

次に、利用権の設定を受ける者の農業経営状況総括表をご覧ください。

整理番号 R2-2

利用権設定等を受ける者

住所 ○○○○○○○○

氏名 ○○ ○○

農作業従事日数 365日

経営耕地面積 農地 8059.70㎡

利用権設定等面積 農地 1802㎡

合計農地面積 9861.70㎡

農作業従事者 農業専従者 3名

(内15歳以上60歳未満の者2名)

利用権設定等申出書

利用権の設定を受ける者 ○○ ○○ 生年月日 ○○○○年○○月○○日

利用権の設定をする者 ○○ ○○ 生年月日 ○○○○年○○月○○日

聴取確認欄

1. 通作距離 1～10km

2. 権利の種類 賃借権設定（通年）

3. 借受人の分類 個人 その他

4. 貸付人の分類 個人

5. 中核農家の該当の有無（借受人） 有

6. 権利の設定移転の事由 相手方の要望

7. 経営規模（農地面積） 借人 0.5～0.7ha 貸人 不耕作

8. 経営改善計画の認定の有無（借受人） 有

利用権を設定する土地

所在 須崎市下分字野添乙○○

現況地目 田 面積 1802㎡

設定する利用権 内容 茗荷（ハウス）

期間 令和2年7月1日～令和12年6月30日 10年間

借賃 米12俵

借賃の支払方法 毎年10月末現物支給

利用権の種類 賃借権

当事者間の法律関係 賃貸借

整理番号 R2-3

利用権設定等を受ける者

住所 ○○○○○○○○

氏名 ○○ ○○

農作業従事日数 360日

経営耕地面積 農地 4583㎡

利用権設定等面積 農地 1397㎡

合計農地面積 5980㎡

農作業従事者 農業専従者 2名

(内15歳以上60歳未満の者2名)

利用権設定等申出書

利用権の設定を受ける者 ○○ ○○ 生年月日 ○○○○年○○月○○日

利用権の設定をする者 ○○ ○○ 生年月日 ○○○○年○○月○○日

聴取確認欄

1. 通作距離 1km未満
2. 権利の種類 賃借権設定(通年)
3. 借受人の分類 個人 その他
4. 貸付人の分類 個人
5. 中核農家の該当の有無(借受人) 有
6. 権利の設定移転の事由 相手方の要望
7. 経営規模(農地面積) 借人 0.7~1.0ha 貸人 不耕作
8. 経営改善計画の認定の有無(借受人) 有

利用権を設定する土地

所在 須崎市浦ノ内西分字大坪丸○○

現況地目 田 面積 499㎡

所在 須崎市浦ノ内西分字大坪丸○○

現況地目 田 面積 231 m²
 所在 須崎市浦ノ内西分字大坪丸〇〇
 現況地目 田 面積 231 m²
 所在 須崎市浦ノ内西分字大坪丸〇〇
 現況地目 田 面積 251 m²
 所在 須崎市浦ノ内西分字大坪丸〇〇
 現況地目 田 面積 185 m²
 設定する利用権 内容 茗荷 (ハウス)
 期間 令和2年7月27日～令和17年7月26日 15年間
 借賃 10a 当り 100,000円
 借賃の支払方法 年度末口座振込
 利用権の種類 賃借権
 当事者間の法律関係 賃貸借

整理番号 R2-4

利用権設定等を受ける者

住所氏名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇 〇〇

農作業従事日数 360日

経営耕地面積 農地 4583 m²

利用権設定等面積 農地 442 m²

合計農地面積 5025 m²

農作業従事者 農業専従者 2名

(内15歳以上60歳未満の者2名)

利用権設定等申出書

利用権の設定を受ける者 〇〇 〇〇 生年月日 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

利用権の設定をする者 〇〇 〇〇 生年月日 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

聴取確認欄

1. 通作距離 1km未満
2. 権利の種類 賃借権設定 (通年)
3. 借受人の分類 個人 その他
4. 貸付人の分類 個人
5. 中核農家の該当の有無 (借受人) 有
6. 権利の設定移転の事由 相手方の要望

7. 経営規模（農地面積） 借人 0.7～1.0ha 貸人 不耕作
 8. 経営改善計画の認定の有無（借受人） 有

利用権を設定する土地

所在 須崎市浦ノ内西分字大坪丸〇〇
 現況地目 田 面積 442m²
 設定する利用権 内容 茗荷（ハウス）
 期間 令和2年7月27日～令和17年7月26日 15年間
 借賃 10a当り100,000円
 借賃の支払方法 年度末口座振込
 利用権の種類 賃借権
 当事者間の法律関係 賃貸借

整理番号 R2-5

利用権設定等を受ける者

住所 〇〇〇〇〇〇〇〇

氏名 〇〇 〇〇

農作業従事日数 360日

経営耕地面積 農地 4583m²

利用権設定等面積 農地 2070m²

合計農地面積 6653m²

農作業従事者 農業専従者 2名

（内15歳以上60歳未満の者2名）

利用権設定等申出書

利用権の設定を受ける者 〇〇 〇〇 生年月日 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

利用権の設定をする者 〇〇 〇〇 生年月日 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

聴取確認欄

1. 通作距離 1km未満
2. 権利の種類 賃借権設定（通年）
3. 借受人の分類 個人 その他
4. 貸付人の分類 個人
5. 中核農家の該当の有無（借受人） 有
6. 権利の設定移転の事由 相手方の要望
7. 経営規模（農地面積） 借人 0.7～1.0ha 貸人 不耕作

8. 経営改善計画の認定の有無（借受人） 有

利用権を設定する土地

所在 須崎市浦ノ内西分字新吾郎谷〇〇

現況地目 田 面積 1058㎡

所在 須崎市浦ノ内西分字新吾郎谷〇〇

現況地目 田 面積 207㎡

所在 須崎市浦ノ内西分字新吾郎谷〇〇

現況地目 田 面積 215㎡

所在 須崎市浦ノ内西分字新吾郎谷〇〇

現況地目 田 面積 590㎡

設定する利用権 内容 茗荷（ハウス）

期間 令和2年9月1日～令和17年8月31日 15年間

借賃 10a当り100,000円

借賃の支払方法 年度末口座振込

利用権の種類 賃借権

当事者間の法律関係 賃貸借

利用権を設定する土地の利用権を設定するもの以外の権限者等

住 所 〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 〇〇 〇〇

同意印 有

利用権設定については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に照らして各要件を満たしていることが必要なので説明をします。

整理番号R2-2、借受人の主たる経営作物はハウスの茗荷で、構成員は6人、うち3人が専従者となっております。

整理番号R2-3、4、5、については、借受人が同じですので、併せて説明します。借受人の主たる経営作物はハウスの茗荷で、構成員は2人、うち2人が専従者となっております。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号要件は、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであることとなっており、農業による自立の意欲、能力が認められるなど、須崎市の基本構想の利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、適合すると考えます。第2号イ農用地のすべてを効率的に利用することの要件、第2号ロ農作業に常時従事することの要件につきましても、適合すると考えます。第3号の要件は18条第2項第6号にて利用権設定後に農用地を適正に利用していないと認められた場合

	<p>の貸借解除を定めたものでこの件については対象ではありません、第4号の規定で対象農地の所有権等の権利を有する者の全ての同意についてR2-2、3、4は、所有権以外に第4号に規定する権利を有する者はいないため、この要件は満たしております。R2-5については、所有権以外に第4号に規定する権利を有する者は3名、うち2名の同意を得られており、対象農地について二分の一を超える共有持ち分を有する者の同意が得られていることから、この要件は満たしております。以上であり、今回の申請4件について農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議 長	<p>市川会長 この件について、ご意見お願いいたします。</p>
意 見	<p>14番 中西委員（農業委員） 推進委員の意見集約でも意見等ありませんでしたので特に問題はないと思われま</p>
審 議	<p>市川会長 十分な審議の結果、計画は妥当と判断し、答申をすることにご異議ございませんでしょうか。</p>
採 決	<p>農業委員（異議なし）多数。</p>
議 長	<p>市川会長 ご異議ないようですので、議案第2号農用地利用集積計画について（諮問）を、承認することに決定し、答申することとします。 続きまして、報告事項【2】農地法施行規則第29条第1項に係る届出について、を議題とします。</p>
報告事項	<p>国広局長 報告事項【2】農地法施行規則第29条第1項に係る届出について。下記の者より農地法施行規則第29条第1項に係る届出があったので報告する。 令和2年6月26日 須崎市農業委員会会長市川雅彦。</p> <p>(1) 申請者 住所 ○○○○○○○○ 氏名及び件数 ○○ ○○ 1件</p> <p>(2) 申請受理面積 畑 1294㎡の内199.53㎡</p>

	<p style="text-align: center;">合計 1294 m²の内199.53 m²</p> <p>番号1 申請人 地区 ○○ 住所 ○○○○○○○○○ 氏名 ○○ ○○ 土地の表示 所在地 須崎市下分字竹ヶ谷甲○○ 地目 台帳 畑 現況 畑 面積 1294 m²の内199.53 m² 種別 2 事由 農業用倉庫の建設</p> <p>隣接農地は同意書有で、位置図・利用計画図は添付してある図面のとおりです。</p>
議 長	<p>市川会長</p> <p>以上で議案は終わりましたが、その他、何かございませんか。</p>
そ の 他	<p>13番 谷脇（裕）委員（農業委員）</p> <p>農地の無断転用について（墓地）について質問。</p> <p>国広局長</p> <p>墓地埋葬法、農地の転用について説明。</p>
閉会宣言	<p>市川会長</p> <p>その他の件で他に何かございませんか。</p> <p>ないようでしたら、以上で第6回農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でございました。</p> <p style="text-align: right;">閉会 午後 4時30分</p> <p style="text-align: center;">その真正なることを証して署名する。</p> <p style="text-align: center;">議 長 1 4 番 1 番</p>